

令和 7 年 第 3 回定例会 文教警察委員会 説明資料

< 諸般の報告 >

1	教職員の懲戒処分について	1
2	教職員の不祥事祥事根絶に向けた重点対策の実施について	2
3	令和 7 年度（令和 6 年度対象）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について	3
4	令和 7 年度実施（令和 8 年度採用）茨城県公立学校教員選考試験の結果について	5
5	次年度以降の教員選考試験について	6
6	令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果概要について	10
7	2027 年度以降の次期県立高等学校改革プラン策定に係る県高等学校審議会の開催等について	11
8	高等学校外国人生徒支援の拡充について	14
9	勝田中等教育学校におけるイマージョン教育について	16
10	県立高等学校等における校長の公募選考について	17
11	企業版ふるさと納税を活用した寄附について	18

< 補正予算・その他議案 >

12	公立高等学校等奨学給付金事業について	20
13	高校生等臨時支援事業について	22
14	私立学校物価高騰対策支援事業について	24
15	学校給食等物価高騰対策事業について	26
16	（仮称）神栖特別支援学校新築工事に係る工事請負契約の締結について	28

令和 7 年 10 月 15 日

教 育 庁

1 教職員の懲戒処分について

不祥事の内容	対象職員	処分内容		処分年月日
		対象職員	管理監督者	
酒気帯び運転	北茨城市内・中学校 教諭 41歳 男	免職	減給(1/10) 1月	R7. 6. 26
教員特殊業務手当・ 出張旅費の不正受給 (H29～R6年度)	鹿行地域・高等学校 教諭 60歳 男	停職 6 月	戒告 (事故当時の校長 3 名)	R7. 6. 26
生徒に対するわいせつ行為	県南地域・中学校 教諭 29歳 男	免職	減給(1/10) 1月	R7. 8. 25
児童生徒に対する盗撮行為 及び盗撮動画所持	水戸市内・中学校 教諭 33歳 男	免職	減給(1/10) 1月	R7. 9. 24
遺失物横領	水戸市内・小学校 教頭 58歳 男	停職 3 月	訓告	R7. 9. 24
学校徴収金等の着服及び 不適正な事務処理 (R4～R7年度)	県南地域・高等学校 実習助手 35歳 男	免職	減給(1/10) 3月 (事故当時の校長 2 名)	R7. 9. 24
	教頭 (事故当時の 2 名)	減給(1/10) 1月 戒告	戒告 (事故当時の校長 1 名)	
時間外勤務手当等の 不正受給 (R5～R7年度)	県央地域・高等学校 主事 23歳 男	停職 3 月	戒告 (事故当時の校長 2 名)	R7. 9. 24

2 教職員の不祥事根絶に向けた重点対策の実施について

発生件数が多く、悪質性が高い 飲酒運転、体罰、盗撮、わいせつ事案 の根絶に向けて重点対策を実施

不祥事の種類	重点対策の内容
① 飲酒運転	□ 毎年の「飲酒運転根絶に向けた確認書」への署名 毎年4月に、校長の指示のもと、飲酒運転に関するチェックリスト（飲酒運転の危険性、自身の人生への影響、学校運営への影響等）を兼ねた確認書に署名
② 体 罰	□ 児童生徒の端末への「ネット目安箱」のアイコン表示 児童生徒の学習用端末に、ネット目安箱のアイコンを表示し、「いじめ・体罰解消サポートセンター」に相談しやすい環境を整備
	□ 体罰防止研修の実施 近時の体罰事例の周知やアンガーマネジメントに関する研修を実施
③ 盗 撮	□ カメラなどの不審物の定期的な点検 - 管理職複数人で、学校内の点検を実施（当分の間、毎月1回以上） - 定期的に行っている学校の安全点検の項目に、不審なカメラの点検を追加 - 不審なカメラが設置できないよう教室等を普段から整理整頓
④ わいせつ	□ 県立高校の廊下天井への防犯カメラの設置 ※ 教室内が映らないよう配慮 - 廊下から普通教室等に入出入りする者を監視・記録することで、不審な行動をする者を抑制・早期発見 - 今年度から5年程度で、全ての県立高校に設置 - 市町村立学校については、国の交付金等を活用した防犯カメラの設置を促進

3 令和7年度（令和6年度対象）教育に関する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価に関する報告書について

1 策定根拠

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項

2 点検及び評価の対象

- 県教育委員会が所管する主要施策で、令和6年度に実施したもの

学識経験者（五十音順、敬称略）

3 点検及び評価の方法

- 各施策の取組状況等について点検・評価を実施し、令和6年度
の取組内容、課題・今後の対応を整理。
- 事業の評価は、県総合計画における教育関連指標（10項目）とし、
評価対象年度に期待される成果に対する達成状況により、4段階で
評価。
- 評価の客観性・妥当性を確保するために、教育に関する学識
経験者5名から意見を聴取し、結果は「概ね妥当」。

氏名	所属等	分野等
河原井 信幸	水戸市立浜田小学校 校長	学校教育分野 （学校関係）
草地 学	茨城県PTA連絡 協議会会長	保護者
鈴木 一史	茨城大学教育学部 教授	学校教育分野 （学力）
三田部 勇	筑波大学体育系 准教授	学校教育分野 （体力）
山田 ちひろ	一般社団法人日本 ハピラボ協会理事	生涯学習分野

4 点検及び評価の結果概要

A （達成率100%以上）	B （達成率75%～100%未満）	C （達成率50%～75%未満）	D （達成率50%未満）
5	2	2	1

3 令和7年度（令和6年度対象）教育に関する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価に関する報告書について

令和7年度（令和6年度対象）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果一覧

政策	施策	No.	指標名	指標が示す目的・内容	評価結果
1 次世代を担う人財	①「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進	1	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる生徒の割合	主体的・対話的で深い学びの視点に立った、授業改善の状況	C
		2	児童生徒の学力の全国順位	児童生徒の学力	D
	②新しい時代に求められる能力の育成	3	全国レベルの中高生向けプログラミング・コンテストの入賞組数	全国レベルのコンテストに入賞した県内高校生の組数	A
		4	IBARAKI ドリーム・パス事業への応募企画数	県内の高等学校及び中高一貫教育校に在籍している生徒が応募した企画提案書の件数	A
		5	大学進学率	高等学校及び中等教育学校卒業者のうち四年制大学進学者の割合	B
	③地域力を高める人財育成	6	生涯学習ボランティア派遣人数	県生涯学習センター等で派遣をしたボランティアの人数	A
2 魅力ある教育環境	次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり	7	障害児に対する個別的教育支援計画の作成率（幼児教育・保育施設）	国公立私立幼児教育・保育施設が「個別的教育（教育及び保育）支援計画」を必要であると判断した子どものうち、支援計画の作成が行われた割合	A
		8	小中義務教育学校において不登校となっている児童生徒のうち、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている割合	小中義務教育学校において不登校となっている児童生徒のうち、学校内外の機関等での相談・指導等を受けている割合	B
3 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城	①生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術	9	県立図書館の利用者数	県立図書館の入館者数及び遠隔地貸出サービス等の利用数	C
	②スポーツの振興と遊びのある生活スタイル	10	全国高校総合体育大会等での優勝数	本県ジュニア選手の育成・強化	A

4 令和7年度実施（令和8年度採用）茨城県公立学校教員選考試験の結果について

- 全体の合格倍率（合格者数／志願者数）は、昨年度と同じ2.45倍
小学校（1.33倍）と特別支援（1.80倍）の合格倍率が低い状況
- 教員の質を確保するため、教員志願者を増やすための取組が必要



学校種別の合格状況

		R 7 実施			R 6 実施			増減（R7実施←R6実施）		
		志願者	合格者	合格倍率	志願者	合格者	合格倍率	志願者	合格者	合格倍率
教 諭	小 学 校	718名	538名	1.33倍	790名	524名	1.51倍	▲72名	+14名	▲0.18 ^{ポイント}
	中 学 校	964名	376名	2.56倍	922名	331名	2.79倍	+42名	+45名	▲0.23 ^{ポイント}
	高等 学 校	709名	181名	3.92倍	610名	171名	3.57倍	+99名	+10名	+0.35 ^{ポイント}
	特 別 支 援	216名	120名	1.80倍	194名	120名	1.62倍	+22名	—	+0.18 ^{ポイント}
養 護 教 諭		401名	27名	14.85倍	358名	40名	8.95倍	+43名	▲13名	+5.90 ^{ポイント}
栄 養 教 諭		46名	5名	9.20倍	37名	4名	9.25倍	+9名	+1名	▲0.05 ^{ポイント}
全 体		3,054名	1,247名	2.45倍	2,911名	1,190名	2.45倍	+143名	+57名	—

5 次年度以降の教員選考試験について

- 教員志願者を増やすための取組として
倍率の低い「小学校教諭」と「特別支援学校教諭」の試験制度を見直し

小学校教諭	1 体育専科教員の採用 2 受験資格の拡大 [中学校または高等学校の教員免許状を持つ者]
特別支援学校教諭	1 受験資格の拡大 [教員免許状を持たない社会人経験者]

① 小学校教諭の試験制度の見直し

現 状

- ・ 定年退職者の増加により、小学校教諭の採用予定者数は増加傾向
- ・ 一方、小学校教諭の免許授与件数は横ばい

【参考】 本県の小学校教諭の採用予定数と小学校免許授与件数の推移

	H10	H15	H20	H25	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
小学校教諭採用予定数 (実施年度)	120	110	120	219	330	390	390	390	400	410	410
小学校免許授与件数	695	508	511	475	644	594	560	593	587	524	535

- 志願倍率の高い「中学校・保健体育」の受験者について、**小学校の教員免許が無くても、小学校の「体育」専科教員の受験（併願）を認める。**
- 合格予定者数 10名程度
- 合格者は、小学校の「体育」専科教員として採用（採用後概ね3年以内に小学校の免許を取得）
 ※ 3年の実務経験があれば、最低12単位の取得（通信大学等）で小学校教諭の免許を取得可能

【参考1】小学校に体育専科教員を配置するメリット

児 童	・ 技能教科の専門性・安全性の向上
他の学級 担任	・ 授業の空き時間の発生による負担軽減 ・ 授業準備の時間の確保による教育の質の向上

【参考2】令和7年実施試験の志願倍率

	採用数	志願者	志願倍率
小学校	約410名	718名	1.75倍
中学校 保健体育	約18名	240名	13.33倍



見直し2 受験資格の拡大〔中学校または高等学校の教員免許状を持つ者〕（小学校教諭への転換）

- 小学校教諭の免許は持たないが「**中学校または高等学校の教員免許を持つ者**」について、小学校教諭の受験を認める。
※ 試験内容は一般選考と同じ（SPI3も可）
- 合格予定者数 40名程度
- 合格者は、**猶予期間内（3年）に小学校免許を取得し、小学校免許を取得できた段階で、「教諭」として採用**
※ 猶予期間内（3年）に小学校免許を取得できない場合は不採用となる。

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	猶予期間（3年間）			
試験合格	通信大学等で小学校免許を取得 ※ 希望者は、中学校や高等学校で講師として勤務可能			採用

※ 中学校の免許を持つ者の場合、3年の実務経験があれば、最低12単位を取得することで小学校の免許を取得可能



②特別支援学校教諭の試験制度の見直し

現 状

- 今年度の試験から、小・中・高の免許での受験を認めている。
(採用後に特別支援の免許を取得)



見直し 受験資格の拡大「教員免許状を持たない社会人経験者」(社会人経験者採用)

- 民間企業等で3年以上の勤務経験がある方で「教員免許を持たない方」の受験を認める。
 - ※ 試験内容は一般選考と同じ(SPI3も可)
- 合格予定者数 10名程度
- 合格者は、猶予期間内(3年)に教員免許取得(小/中/高いずれか)し、いずれかの教員免許を取得できた段階で、「教諭」として採用
 - ※ 猶予期間内(3年)に教員免許(小/中/高いずれか)を取得できない場合は不採用となる。
 - ※ 「教諭」として採用後、概ね3年以内に特別支援の免許を取得
(特別支援の免許を取得するには、基礎免許として、幼/小/中/高いずれかの免許が必要)

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	猶予期間（3年間）			
試験合格	通信大学等で教員免許（小/中/高いずれか）を取得 ※ 希望者は、特別支援学校で教員免許が不要な業務に従事可能 （期限付き実習助手、期限付き寄宿舍指導員など）			採用

6 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果概要について

1 調査実施日

令和7年4月17日（木）

2 調査の内容

・教科に関する調査

小6：国語、算数、理科 中3：国語、数学、理科（C B T 調査）

・児童生徒質問調査、学校質問調査

3 結果概要

区分	小学校（6年）			中学校（3年）		
	国語	算数	理科	国語	数学	理科
茨城県	67%	57%	59%	55%	50%	508
全国	66.8%	58.0%	57.1%	54.3%	48.3%	503
県一国	+0.2	－1	+1.9	+0.7	+1.7	+5
R7順位	15位	23位	9位	7位	8位	9位
R6順位	23位	25位	10位 R4順位	7位	23位	10位 R4順位

※ 調査対象 【小6】 447校 児童21,105人 小学校 義務教育学校前期課程 特別支援学校小学部

【中3】 228校 生徒20,892人 中学校（県立を含む） 義務教育学校後期課程 中等教育学校前期課程 特別支援学校中学部

※ 都道府県別の教科の平均正答率、平均 I R T スコアは、小数点以下を四捨五入した整数値で国から提供されている。

※ 児童生徒数は、教科の調査対象者数の最大数を掲載

4 課題と対応 【課題】①基礎的・基本的な知識及び技能の定着

②表現する力（自分で考えた事柄を論理的に記述すること）の育成

【対応】・6月 学習指導の改善・充実に向けた研修会（小5担任、中2担当対象）

・8月 学力向上推進プロジェクトチーム会議（結果の分析、対策の検討）

・9月 第1回学力向上推進協議会（市町村指導主事対象に対応策を協議）

7 2027年度以降の次期県立高等学校改革プラン策定に係る県高等学校審議会の開催等について

1 開催の趣旨

- 県立高等学校改革プラン（2020～2026年度）に基づき、中高一貫教育校の設置、学科の改編、学校間連携など、県立高等学校教育の改善・充実に努めている。

今後とも人口減少が見込まれることに加えて、社会の変化や生徒の多様化が一層進んでいる状況にあるため、2027年度以降の高校教育改革の方向性を検討する必要がある。

《参考》高等学校審議会の開催状況等

開催年度	再編整備計画
2017・2018年度	2019年「県立高等学校改革プラン」策定
2007・2008年度	2009年「第2次県立高等学校再編整備の基本計画」策定

答申

2 諮問事項

- 人口減少をはじめとする様々な社会の変化に対応した活力と魅力ある学校・学科の在り方について

⇒ 「学校の適正規模・適正配置」

「魅力ある学校・学科」

「選ばれる県立高校であるための魅力訴求」

の3つの視点に分けて方向性を検討

7 2027年度以降の次期県立高等学校改革プラン策定に係る県高等学校審議会の開催等について

3 第1回総会（7月29日開催）の結果

（1）委員長等の選出

委員長	笹島 律夫 氏（常陽銀行会長）
副委員長（専門部会部会長）	中村 麻子 氏（茨城大学副学長）
副委員長（専門部会副部会長）	庄司 一裕 氏（教育庁学校教育部長）

（2）委員からの主な意見

- 県立高校の魅力は色々な学科があることと、地域の特性を生かした探究活動ができること。その良さをアピールすれば、中学生たちも県立高校に向かうと感じる。
- 探究的な学びは今の時代に必要な教育。企業や大学と連携した実践的な探究学習の仕組みがこれからの魅力ある県立高校の柱になると考える。
- 日本語が話せない外国籍等の生徒は、学校に入る前に友達と会話を交わせる程度まで日本語を習得することが必要。同時に日本の文化についても学んでほしい。
- 本県は女性社長が全国4位で実は多い。進学等による女性の県外流出が多いため、女性に地元で起業してもらうようなプログラムを考えるのもいい。
- 県立高校には、農業や工業などの専門学科があるが、校名だけだと教育内容がわかりづらい学校も多い。統合等の機会で校名を変更してもよいと思う。
- 校名について、地域の方や在校生等を含めてアンケートをやってみてはどうか。

7 2027年度以降の次期県立高等学校改革プラン策定に係る県高等学校審議会の開催等について

4 第1回専門部会（8月28日開催、テーマ：魅力ある学校・学科の在り方について）の結果

（1）審議における委員の主な意見

- 学校連携型キャンパスの発展させる方向での、県内広域に連携する学校がモデルとしてあるといいのではないか。
- その普通科高校では何が学べるか、地域の学校として印象付けられるように、各校が特色を出していくべき。
- 職業学科では、最新の技術を体験したり学んだりするためにも、大学や企業等との連携により魅力向上を図っていくべき。

（2）参考人からの意見等 … 高校生など13名から意見聴取

- 複数の学校が連携することで、県内のどこでも受けたい授業を受けられるなど、学びの幅が広がればいい。
- 外国人支援の重点校に入学した当初は、教室中に多言語が飛び交う状況に驚いた。しかし、コミュニケーションや会話は、感情や伝え方で何となく分かることがあることに気づき、心情としての言語に対する垣根が無くなった。

5 今後の予定

- ～11月 専門部会 … 「学校の適正規模・適正配置」及び「選ばれる県立高校であるための魅力訴求」についての審議、参考人意見聴取など
- 12月 第2回総会 … 答申案の検討など

8 高等学校外国人生徒支援の拡充について

1 現状

- 2022年度（令和4年度）から結城第一高校、石下紫峰高校において支援体制を構築

入試関係	外国人特例選抜の募集人員を40人に拡大、在日期间の制限なし
学習支援	日本語習得の支援、日本語の能力に応じた習熟度別学習を複数教科で実施
学校生活の支援	保護者対応、学校生活のための手続き等を支援（通訳・翻訳等）

2 拡充の理由

- 高等学校における外国籍生徒の増加

＜高等学校外国籍生徒数＞

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
外国籍生徒数	440人	505人	578人	639人	742人	871人
うち日本語指導が必要な外国籍生徒数	76人	91人	121人	158人	259人	331人

- 重点校（結城第一高校・石下紫峰高校）の外国人特例選抜の志願倍率が1倍超

＜重点校における直近4か年の入試の状況＞

学校名		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
結城第一	一般選抜	101/120 (0.84)	88/120 (0.73)	98/120 (0.82)	94/120 (0.78)
	うち外国人特例選抜	21/ 40 (0.53)	20/ 40 (0.50)	45/ 40 (1.13)	46/ 40 (1.15)
石下紫峰	一般選抜	169/160 (1.06)	188/160 (1.18)	167/160 (1.04)	174/160 (1.09)
	うち外国人特例選抜	23/ 40 (0.58)	41/ 40 (1.03)	40/ 40 (1.00)	52/ 40 (1.30)

8 高等学校外国人生徒支援の拡充について

3 内容

- 県央・鹿行・県南・県西地域において、日本語指導が必要な外国籍生徒の在籍数が多い高等学校へ外国人支援体制を拡充

	年度	学校名	主な支援内容等（予定）
重点校	2022年度～ (R4年度～)	石下紫峰	○外国人生徒支援コーディネーターの配置 生活・進路等支援、面談等対応、外部機関連携調整 ○日本語指導支援員の派遣 ○日本語の能力に応じた習熟度別学習等を複数教科で実施 ○日本語指導個別計画作成支援、キャリア支援の実施 ○外国人生徒特例選抜の拡充 ・募集人員の拡大（40人）・在日期间：「制限なし」
		結城第一	
	2026年度～ (R8年度～)	大洗	
		神栖	
		江戸崎総合※	
		坂東清風※	
支援校	2024年度～ (R6年度～)	筑波	○外国人生徒支援コーディネーターの巡回 ○日本語指導支援員の派遣
		荃崎	
		結城第二	
	2026年度～ (R8年度～)	三和	

※江戸崎総合、坂東清風は2024（R6）～2025（R7）年度は支援校

⇒ 日本語を母語としない生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築することで、
地域社会の担い手を育成

9 勝田中等教育学校におけるイマージョン教育について

1 経緯

○ イマージョン教育

- ・ 英語以外の教科の授業を英語を使用して実施することで、言語と教科内容双方の習得を進める教育手法



○**背 景**: 急速に進展するグローバル社会において、複数言語の習得に対する社会的要請の高まり

○**ねらい**: 英語以外の教科の授業を英語で学ぶことを通して、実践的かつ高度な英語力と学びに挑む力を育成するとともに、グローバル化に対応した多文化共生の基盤づくりを推進

2 内容

○**時 期**: 2026年度入学生より実施

○**概 要**: ■ 1、2年次: 学年全体(105人予定)で、実技科目(体育、音楽、美術、技術・家庭)でイマージョン授業導入

- ・ 実技科目担当ALTと日本人教員がペアで授業(調整担当教員の配置を検討)

■ 3～6年次: 希望者によるイマージョンコースの編成(最大35人予定)

- ・ 県内の県立高校等で初の取組
- ・ 実技科目以外への拡充、教科の免許をもったネイティブ教員の活用等を予定

10 県立高等学校等における校長の公募選考について

1 公募の目的

県立高等学校改革プランに基づき、新たな価値を創造する「起業家精神」を育成するための教育を展開。校長の公募選考によって、新たな発想に基づく、新しい時代の学校のマネジメントと人財の育成に期待するもの。

2 内容

- 配置予定校 10校
 - ・併設型中高一貫教育校 6校(日立第一、太田第一、水戸第一、土浦第一、下館第一、水海道第一)
 - ・中等教育学校 1校(並木中等教育)
 - ・高等学校 3校(つくばサイエンス、結城第一、石下紫峰)
- 教職員からの積極的な応募を図るため、応募書類を見直し

3 応募状況

応募者総数 : 672 名 (募集終了) ※教職員からの応募 : R7 24名 (R6は11名)

4 選考スケジュール

第1次選考	書類選考	(受験申込書・業績一覧・自己PR動画による)
第2次選考	オンライン面接	令和7年10月中旬
第3次選考	対面面接	令和7年11月下旬
合格発表	合格者数公表	令和7年12月

11 企業版ふるさと納税を活用した寄附について

学校教育部保健体育課

1 寄附者

株式会社パーク・コーポレーション

(本社：東京都港区南青山五丁目6番26号7階)

2 寄附物品等

①品名：マルチスロー（トレーニング機器）：別添カタログ参照

②数量：2台

③価格：2,200千円（1,100千円／台）

3 寄附受入事業（※寄附者の希望による）

①事業名：運動部活動地域連携再構築事業

②理 由：生徒の学校体育及びスポーツの振興に資するため

③受入先：県立竜ヶ崎第一高等学校、県立藤代高等学校 各1台ずつ

4 寄附受入スケジュール等

学校名	受入年月日	式典等	報道機関への情報提供
県立竜ヶ崎第一高等学校	8月29日(金)	感謝状贈呈 (校長名)	なし
県立藤代高等学校	9月10日(水)		

5 寄附受入後の対応

(1) 寄附物品の管理について

①各学校の備品として管理

②各学校において機器のメンテナンス等の実施

(2) ホームページへの掲載について

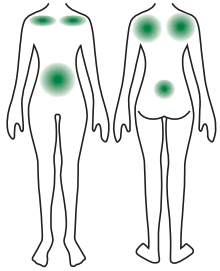
①県ホームページに企業ロゴ及び紹介文を掲載

MT

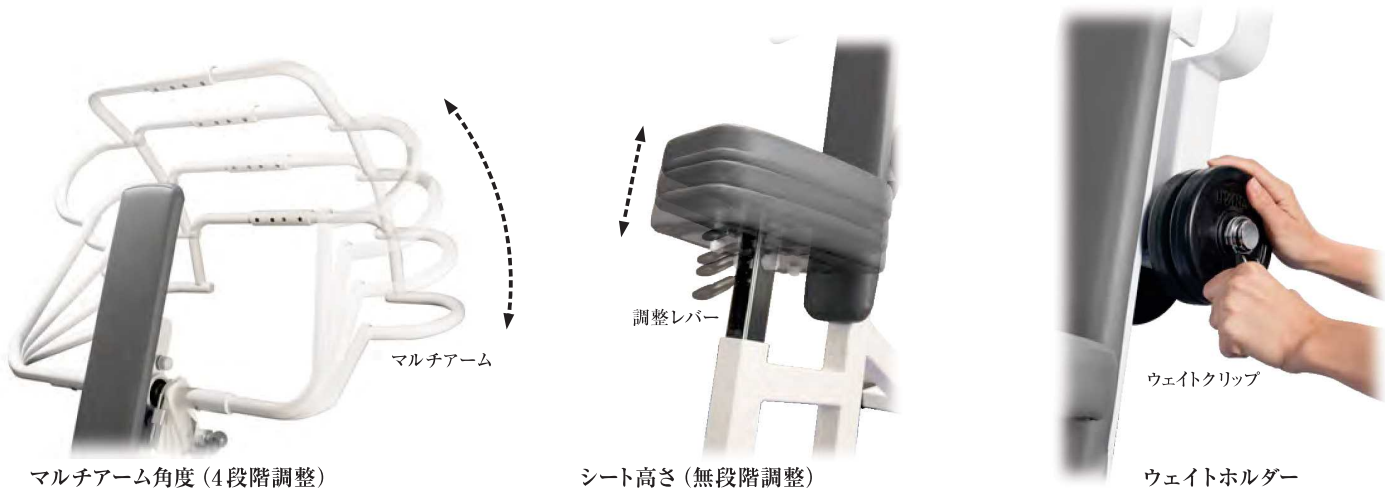
マルチスロー

マシンの軌道に従って、力を抜いて胸を開きながら外旋動作を行います。アームの持ち方によって多様な動作をする事も可能です。

外形寸法：H1470mm×W860mm×D1100mm
本体重量：43kg



〔主な可動部位〕
肩甲骨・鎖骨・胸部周辺



マルチアーム角度（4段階調整）

シート高さ（無段階調整）

ウェイトホルダー

“投げる”動作のために。



～標準付属品～



ディスクウェイト
Φ28mm 1.25kg×2枚



ディスクウェイト
Φ28mm 2.5kg×1枚



ウェイトクリップ 2個



12 公立高等学校等奨学給付金事業について

教育庁総務企画部財務課

事業名又は議案の 名 称	公立高等学校等奨学給付金事業						
1 予 算 額	3 6 , 1 0 4 千円						
2 現況・課題	全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に行う支援制度。 国が進める高校無償化の取組の先行措置として、令和7年度予算において奨学給付金の拡充が決定され、その後、国から概要等が示された。						
3 必要性・ねらい	高校生等のいる低所得世帯について、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。						
4 事業の内容	公立高等学校等奨学給付金について、全日制又は定時制の課程に在籍し、かつ住民税非課税世帯の第1子に該当する生徒に対する給付金の支給単価を、国の改定に合わせて増額する。 【支給単価改定（案）】 (対象者) 全日制・定時制課程の生徒がいる住民税非課税世帯の第1子 (3,083 人 (見込)) <table><tr><td>R7 当初 A</td><td>R7 補正 (案) B</td><td>B－A</td></tr><tr><td>131,500 円</td><td>143,700 円</td><td>＋12,200 円</td></tr></table>	R7 当初 A	R7 補正 (案) B	B－A	131,500 円	143,700 円	＋12,200 円
R7 当初 A	R7 補正 (案) B	B－A					
131,500 円	143,700 円	＋12,200 円					
5 参考事項	【財源】 高等学校等修学支援事業費補助金 (奨学のための給付金) 国 1 / 3						

教育庁総務企画部財務課修学支援G (029-301-5169)

全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、学用品や通学用品等の購入等に係る費用負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行います。

全日制等の非課税世帯（第1子）の
予算単価を国の改定に合わせて増額

R7当初 R7補正
131,500円 → 143,700円
 (+12,200円)

※対象者数 約3千人



奨学給付金 予算額

世帯区分		予算単価（年額）		
		R6	R7当初	R7補正
生活保護世帯		32,300円	32,300円	32,300円
非課税世帯	全日制等（第1子）	122,100円	131,500円	143,700円
	全日制等（第2子以降）	143,700円	143,700円	143,700円
	通信制	50,500円	50,500円	50,500円

13 高校生等臨時支援事業について

教育庁総務企画部財務課、私学振興室

事業名又は議案の 名 称	高校生等臨時支援事業【新規】												
1 予 算 額	3, 2 7 9, 5 6 6 千円												
2 現況・課題	「高等学校等就学支援金」が収入要件を満たさず支給されない高校生等のいる世帯の教育費負担が課題とされる中、国の令和7年度予算において、返還不要の授業料支援の対象範囲拡大が決定された。 そして、その決定を踏まえ、国から、当該支援金が支給されない高校生等に対する「高校生等臨時支援」の創設や制度概要等が、順次示された。												
3 必要性・ねらい	高校生等のいる世帯が収入の状況にかかわらず公立学校授業料相当額の支援を受けられるようにすることで、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。												
4 事業の内容	収入要件を満たさず「高等学校等就学支援金」の支給対象にならない公立・私立の高校生等のいる世帯に対し、「高校生等臨時支援」として公立高校授業料相当額を支給する。 【県立・私立別支給者数及び補正額（案）】 <table><tr><td>区分</td><td>支給者数（見込）</td><td>補正額（案）</td></tr><tr><td>県立高校</td><td>11,336 人</td><td>1,268,375 千円</td></tr><tr><td>私立高校</td><td>16,823 人</td><td>2,011,191 千円</td></tr><tr><td>計</td><td>28,159 人</td><td>3,279,566 千円</td></tr></table>	区分	支給者数（見込）	補正額（案）	県立高校	11,336 人	1,268,375 千円	私立高校	16,823 人	2,011,191 千円	計	28,159 人	3,279,566 千円
区分	支給者数（見込）	補正額（案）											
県立高校	11,336 人	1,268,375 千円											
私立高校	16,823 人	2,011,191 千円											
計	28,159 人	3,279,566 千円											
5 参考事項	【財源】 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援） 国10／10												



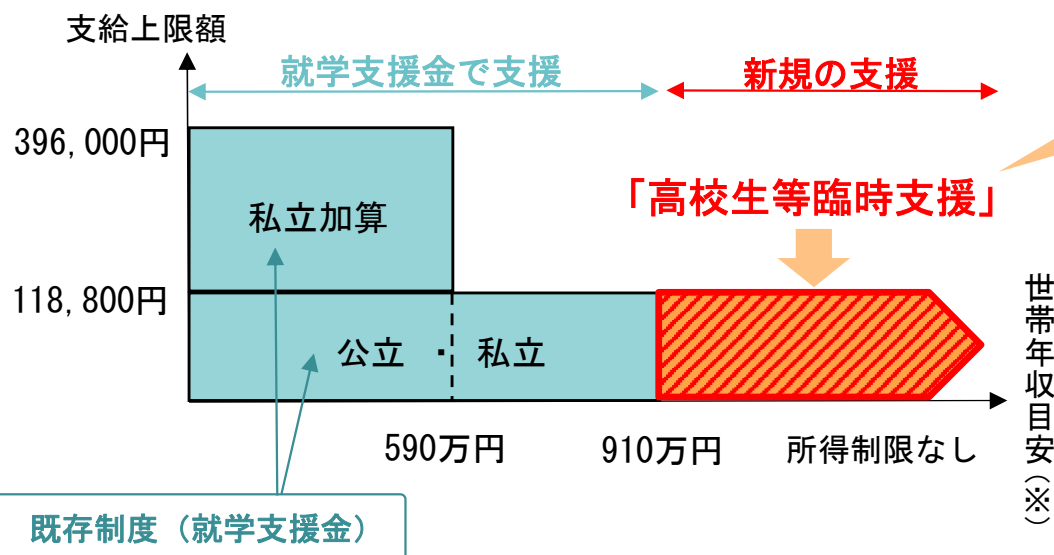
高校生等臨時支援事業（新規）

【R7.9月補正予算額 3,280百万円】

教育庁総務企画部財務課修学支援G (029-301-5169)
私学振興室 (029-301-2249)

所得制限の撤廃により、新たに高校授業料無償化の対象となる生徒等に対し、公立高校授業料相当額を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

R7 高校授業料支援のイメージ（全日制高校の場合）



※両親・高校生・中学生の4人家族で両親の一方が働いている場合

高校生等臨時支援事業 （R7.4月～R8.3月）

【県立高校】

- ・支給対象者数 約 11千人
- ・補正予算額 1,268百万円

【私立高校】

- ・支給対象者数 約 17千人
- ・補正予算額 2,011百万円



14 私立学校物価高騰対策支援事業について

教育庁総務企画部私学振興室

事業名又は議案の 名 称	私立学校物価高騰対策支援事業【新規】								
1 予 算 額	23, 111千円								
2 現況・課題	コメなど食材の価格が高騰し、私立学校において食材料費等の給食関連経費の負担が増大していることから、学校給食を提供している私立学校に対して、実情に応じた支援を行う必要がある。								
3 必要性・ねらい	給食関連経費の高騰により増大する私立学校の負担を軽減するため、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、学校給食等を実施している私立学校等に対して支援を行う。								
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	(1) 事業概要 学校給食等の食材料費等高騰相当額に対して、支援金を支給 (2) 対象経費 私立小・中学校等における学校給食の食材料費等の高騰相当分 (3) 支援先 学校給食を提供している私立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）を設置する学校法人								
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	【対象学校数等】 <table><tr><td>区 分</td><td>法人数</td><td>学校</td></tr><tr><td>私立小・中学校等</td><td>7</td><td>7</td></tr></table>			区 分	法人数	学校	私立小・中学校等	7	7
区 分	法人数	学校							
私立小・中学校等	7	7							



私立学校物価高騰対策支援事業（新規）



【R7.9月補正予算額 23百万円】

教育庁総務企画部私学振興室（029-301-2249）

コメなどの食材が高騰していることから、私立学校における食材料費等の高騰相当分の支援を行います。

【事業概要】 学校給食の食材料費等高騰相当額に対し支援金を支給

【支援対象】 学校給食を提供している私立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）
（7法人7校）

【積算方法】 支給額＝R3.1月時点 1食あたり給食経費×利用者数×210回（給食実施回数）
×23.6%（物価上昇率）×1/2（補助率）



15 学校給食等物価高騰対策事業について

学校教育部保健体育課

事業名又は議案の 名 称	学校給食等物価高騰対策事業【新規】																			
1 予 算 額	5 1 , 8 0 3 千円																			
2 現況・課題	県立学校の給食等における食材価格の高騰による、食材費の値上げ分を保護者に転嫁しないよう、物価高騰への対策を講じる必要がある。																			
3 必要性・ねらい	物価高騰の影響により、県立学校で実施されている学校給食等における食材費が高騰していることから、本来保護者が負担することとなる学校給食費(学校給食法第 11 条第 2 号に基づく経費)のうち食材費の増額分を県が支援することにより、保護者の負担軽減を図る。																			
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計画等)	○県立学校における学校給食費等への補助事業 【補助対象】 令和 7 年度に学校給食費等を値上げした県立学校 (33 校を想定) 【補助対象経費】 食材費高騰分に相当する経費 (1 食あたり 40 円を想定) 【補助対象期間】 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (1 年間) 【財 源】(国 1 0 / 1 0) ※本事業は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する当該年度限りの事業となる。 ※市町村立学校は、学校設置者である各市町村での事業判断となる。 ○学校給食法第 11 条に定める経費 <table><tr><td></td><td colspan="2">経 費 の 区 分</td><td>対象</td><td>負担者</td></tr><tr><td rowspan="3">学校給食 に係る 経 費</td><td rowspan="2">学 校 給食費</td><td>食材費 (物価高騰分)</td><td>対象</td><td rowspan="2">受益者</td></tr><tr><td>食材費</td><td>対象外</td></tr><tr><td colspan="2">施設及び設備並びに運営費</td><td>対象外</td><td>学校設置者</td></tr></table>					経 費 の 区 分		対象	負担者	学校給食 に係る 経 費	学 校 給食費	食材費 (物価高騰分)	対象	受益者	食材費	対象外	施設及び設備並びに運営費		対象外	学校設置者
	経 費 の 区 分		対象	負担者																
学校給食 に係る 経 費	学 校 給食費	食材費 (物価高騰分)	対象	受益者																
		食材費	対象外																	
	施設及び設備並びに運営費		対象外	学校設置者																
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	○近県での物価高騰等に対応した給食費補助の実施状況 (令和 7 年 7 月照会時点) <table><tr><td></td><td>実施中</td><td>検討中</td></tr><tr><td>都県数</td><td>6 (群馬・千葉・神奈川・東京・山梨・長野)</td><td>2 (栃木・埼玉)</td></tr></table> ※東京は給食費無償化を実施しており、その中で物価高騰分も対応					実施中	検討中	都県数	6 (群馬・千葉・神奈川・東京・山梨・長野)	2 (栃木・埼玉)										
	実施中	検討中																		
都県数	6 (群馬・千葉・神奈川・東京・山梨・長野)	2 (栃木・埼玉)																		



学校給食等物価高騰対策事業（新規）



【R7.9月補正予算額 52百万円】

教育庁学校教育部保健体育課健康教育推進室（029-301-5356）

コメなどの食材が高騰していることから、県立学校における食材料費等の高騰相当分の支援を行います。

【事業概要】 学校給食等の食材料費高騰相当額を補助

【補助対象】 学校給食または舎食を提供する県立学校（47校）のうち、
今年度値上げを実施した学校（33校）

- 中学校・中等教育学校（13校中4校）
- 特別支援学校（23校）
- 夜間定時制高等学校等（11校中6校）



【補助率】 10／10

（1食あたり40円を想定）

（例）1食あたり 340円 → 380円 に高騰した場合

県からの補助

価格高騰相当分(40円)

保護者負担額
(変更なし)

保護者負担分
(340円)

各業者等
へ支払い

16 (仮称) 神栖特別支援学校新築工事に関する工事請負契約の締結について

教育庁総務企画部財務課

議案の名称	工事請負契約の締結について (仮称) 神栖特別支援学校新築工事)						
1 契約額	2, 503, 600千円						
2 現況・課題	(仮称) 神栖特別支援学校の新築工事の入札が本年4月に不調となったことを受け、債務負担行為の期間見直し等を行った上で再入札を実施した結果、8月26日に落札者が決定した。						
3 必要性・ねらい	(仮称) 神栖特別支援学校の設置により、最も長い通学距離が現在の約40kmから約20kmに、通学時間が約80分から約40分に、ともに大きく短縮されることで、特別支援学校に通学する神栖市内在住の児童生徒の通学に伴う心身負担の軽減が図れる。						
4 内 容	(仮称) 神栖特別支援学校新築工事について、次により請負契約を締結しようとするもの。 (1) 契約相手方 常総・大勝・森新特定建設工事共同企業体 代表者 神栖市賀2108番地8 常総開発工業株式会社 代表取締役 石津 弘敏 (2) 契約額 2, 503, 600千円 (3) 工事の概要 ア 工 事 名 (仮称) 神栖特別支援学校新築工事 イ 工事場所 神栖市須田地内 ウ 構造規模 地上2階建鉄筋コンクリート造一部木造 エ 面 積 7,470.19㎡ オ 工 期 令和7年11月から令和9年4月まで						
5 参考事項	【整備スケジュール(予定)】 ・令和7年11月～9年8月 校舎建設工事・外構工事等 ・令和9年9月 開校 【(仮称) 神栖特別支援学校の概要】 <table border="1"> <tr> <td>校種</td><td>知的障害教育</td></tr> <tr> <td>児童生徒数</td><td>150人程度</td></tr> <tr> <td>通学区域</td><td>神栖市全域</td></tr> </table>	校種	知的障害教育	児童生徒数	150人程度	通学区域	神栖市全域
校種	知的障害教育						
児童生徒数	150人程度						
通学区域	神栖市全域						

令和 7 年第 3 回 定例会

請 願 調 査 一 覧 表

文 教 警 察 委 員 会

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	紹介議員氏名	調 査 結 果
7 年 第 2 号	7 . 9 . 30	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための 政府予算に係る意見書採択を求める請願 学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。 2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられた。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。 義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要である。 今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかられるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっている。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠である。 こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願する。 1．学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。	茨城県教職員組合 執行委員長 井坂 功一 外10,238名	海 野 透 白 田 信 夫 飯 塚 秋 男 常 井 洋 治 伊 沢 勝 徳 高 崎 進 齋 藤 英 彰	1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 （１）制度の概要等 ・第7次教職員定数改善計画（H13～H17）により、少人数指導への支援、教頭複数配置の拡充ほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の定数改善。 ・H29 義務標準法改正により、H29～R8 の10年間で、通級指導、外国人児童生徒等指導及び初任者研修指導に関する加配定数の基礎定数化。 （２）最近の動き ・学習指導要領の改訂により、より一層の授業の工夫・改善が求められていることから、I C T環境のさらなる充実や、教員としての資質・能力の向上を図りながら、教員の負担軽減を講じることも必要であるため、小学校に引き続き、中学校における令和8年度からの35人以下学級の定数改善を確実に実現するほか、小学校における専科指導、英語教育の早期化・教科化・高度化への対応、特別な配慮を要する児童生徒（問題行動や不登校、特別支援教育、外国人生徒へ日本語指導）への対応などのための加配定数の充実等について、国に対して要望を行っている。 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。 （１）制度の概要等 【義務教育費国庫負担法】（平成18年4月施行） 国の負担率を2分の1から3分の1に改正 国庫負担金の減少分→所得税から個人住民税への税源移譲により措置 （２）動向 ① 【三位一体改革について（政府・与党合意）】（平成17年11月30日） 義務教育制度について、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。 ② 【義務教育費国庫負担金に係る財務省・文部科学省の合意事項】 （平成25年1月27日） 今後の少子化の進展や国・地方税制状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。 （３）最近の動き ① 【全国都道府県教育長協議会等からの国への要望】（令和7年7月） 全国どこでも誰一人取り残さない義務教育の機会均等と教育水準の維

		2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。 3. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。			持向上のため、必要な財源は国の責務としてこれを完全に保障するように要望している。 ② 【令和8年度概算要求への反映状況（文部科学省）】（令和7年8月） 令和8年度概算要求においては、国の負担率に変更はない状況であるが、昨年度を超える所要額が計上されている。 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。 （1）制度の概要等 令和7年6月11日、公立学校の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が成立 ① 超過勤務時間相当分として支給される「教職調整額」の支給率を段階的に4%から10%（令和13年1月）に引上げ ② 自治体に、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための取り組みに関する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表を義務付け ・ 時間外在校等時間の月平均は、令和11年度までに30時間程度に削減することを目標 （2）本県の状況 ① 働き方改革の取組 令和3年以降、全校種で働き方改革を積極的に推進 ・ 県立学校については、令和3年4月に、「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」を策定し、時間外在校等時間の上限や取り組むべき項目を提示 ・ 市町村立学校については、教育事務所単位で、市町村教育委員会や校長をメンバーとする「働き方改革推進チーム」を設置（令和3年1月）し、取組事例の共有や意見交換、学校への訪問・助言を実施 ② 本県教員の時間外在校等時間（月平均）の状況 <table><tr><th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>4年間の増減</th></tr><tr><td>小学校</td><td>34時間39分</td><td>33時間07分</td><td>31時間25分</td><td>30時間34分</td><td>▲4時間05分</td></tr><tr><td>中学校</td><td>46時間58分</td><td>44時間21分</td><td>40時間33分</td><td>38時間05分</td><td>▲8時間53分</td></tr><tr><td>高校</td><td>25時間08分</td><td>25時間16分</td><td>24時間00分</td><td>22時間15分</td><td>▲2時間53分</td></tr><tr><td>特別支援</td><td>18時間11分</td><td>17時間43分</td><td>13時間18分</td><td>12時間18分</td><td>▲5時間53分</td></tr></table> （3）最近の動き 令和7年7月、全国都道府県教育長協議会等から国に対し、教職調整額の10%までの引上げの計画的かつ確実な実施、校務の中核的役割を担う教員の持ち時間を軽減するための財政措置など、教育予算の充実を要望している。		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	4年間の増減	小学校	34時間39分	33時間07分	31時間25分	30時間34分	▲4時間05分	中学校	46時間58分	44時間21分	40時間33分	38時間05分	▲8時間53分	高校	25時間08分	25時間16分	24時間00分	22時間15分	▲2時間53分	特別支援	18時間11分	17時間43分	13時間18分	12時間18分	▲5時間53分
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	4年間の増減																														
小学校	34時間39分	33時間07分	31時間25分	30時間34分	▲4時間05分																														
中学校	46時間58分	44時間21分	40時間33分	38時間05分	▲8時間53分																														
高校	25時間08分	25時間16分	24時間00分	22時間15分	▲2時間53分																														
特別支援	18時間11分	17時間43分	13時間18分	12時間18分	▲5時間53分																														

特定免許状失効者等に関するデータベースの一部未活用について

1 一部未活用の概要

「特定免許状失効者等に関するデータベース（※１）」の活用が法令で義務化された令和５年４月２日以降に採用した臨時的任用教職員及び非常勤講師の採用者の一部（右表①）、茨城県教育委員会で再任用や内部で異動等をした教職員（右表②）について、当該データベースを活用した児童生徒等への性暴力等による処分歴の確認を行っていませんでした。

なお、改めて確認した結果、該当教職員の全員について、処分歴はありませんでした。

※１ 児童生徒等への性暴力等により、教員免許状を有する者の教員免許状が失効・取上げとなった場合に、その者の情報が記録されるデータベース（４０年間の記録を蓄積）

2 一部未活用の主な原因

① 児童生徒等への性暴力等による処分歴を確認する必要があると認識していたが、処分歴は、「データベース」又は「官報情報検索ツール（※２）」のいずれかにより確認すればよいと誤認し、「官報情報検索ツール」のみで確認していた。

② データベースでの確認が法定であるとの認識がなかった。

※２ 官報に公告された教員免許状の失効・取上げ情報（児童生徒等への性暴力等に限らない）を検索できるツールで、その利用は任意

3 再発防止策

「採用・異動手続マニュアル」の整備と採用事務担当者への徹底、採用事務担当者異動時の着実な引継

① 令和５年４月２日以降に採用した臨時的任用教職員等

市町村立学校	小・中学校 義務教育学校 特別支援学校	臨時的任用教員	2,292人
		非常勤講師	906人
県立学校	高等学校 中等教育学校 中学校	臨時的任用教員	589人
		臨時的任用実習助手等	197人
		非常勤講師	859人
	特別支援学校	臨時的任用教員	150人
		臨時的任用実習助手等	20人
		非常勤講師	37人
①計			5,050人

② 令和５年４月２日以降に県教委内部で異動等した教職員

市町村立 学校	小・中学校 義務教育学校 特別支援学校	再任用教職員※ 3	1,001人
		異動等教職員※ 4	2,502人
県立学校	高等学校 中等教育学校 中学校	再任用教職員※ 3	628人
		異動等教職員※ 4	148人
			②計 4,279人

合計 ① + ② = 9,329人

※３ 茨城県教育委員会を定年退職後に、再び採用された教職員

※４ 市町村立学校教職員で、県内の他市町村への異動に伴う採用等